

台湾進出スタートアップガイド

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

中国進出の足がかりとなる台湾市場。まずは台湾で中華圏ビジネスを理解し、優れた現地パートナーと共に中国、そして華人の多い ASEAN へと事業を拡大するステップが注目されている。台湾を橋渡しとして活用する方法は一見遠回りに見えるが、台湾と中国は言語・文化・商習慣において障壁が小さい。日系企業にとっては、リスクや不安要素の多い中国に直接飛び込むよりも安心して確実だとの声も聞かれる。近年は台湾政府も積極的に投資を呼び込む姿勢を見せており、様々な優遇政策も用意されている。

世界銀行が 2013 年 10 月末に発表したビジネス環境ランキングで、台湾は前年に続き 16 位にランクインした(日本は 27 位、中国は 96 位)。ビジネスの中心地である台北は治安もおおむね良好で、生活インフラも比較的整備されている。なにより人々が親日的で、ビジネスはもとより生活面において安心できることは大きなメリットだ。台湾を通じた中国進出の成功例は、ファミリーマート、モスバーガー、アサヒビール、大戸屋などが有名だが、いずれも台湾で丹念なテストマーケティングを行っている。台湾進出にかかるコストは日本の 2 分の 1 から 3 分の 1 程度と言われており、中華圏ビジネスの要として、まずは台湾への進出を検討したい。

1. 外国人が投資可能な業種

台湾は経済・貿易の自由化を推進しており、外国人および華僑の資本導入に積極的な政策をとっている。個人消費者向けの飲食、小売、IT サービスといった一般的な業種についてはおおむね問題なく展開できると言ってもよい。

外国人による投資を禁止または規制している業種は、經濟部投資審議委員会がネガティブリストとして公表している。最新の 2013 年 6 月 17 日付のリストによると、禁止は化学薬品、軍事武器、公共交通、郵便、テレビ・ラジオ放送、金融など 14 業種、規制は農林水産業、電力、水道、航空、第一種通信事業など 30 業種となっているが、経済政策や産業の発展状況に合わせて随時見直しが行われている。

2. 台湾への進出形態

台湾への進出形態は、営業活動が可能な「現地法人」および「支店」と海外本社の補助的業務のみを行う「駐在員事務所」、「連絡事務所」に大別される。また台湾領内での工事請負時に税金申告のため便宜的に用いられる「工事事務所」や特定の契約遂行のみを行う「営業代理人」という形態もあるがここでは触れない。

	現地法人		支店	代表者事務所	連絡事務所
	FIA株式会社	FIA有限会社			
目的	事業全般	事業全般	事業全般	契約・入札・情報収集	情報収集・連絡業務
事業範囲	日本の親会社と別に定めることができる	日本の親会社と別に定めることができる	日本の本店(本社)の定款で定めた範囲内	—	—
手続き	設立登記	設立登記	設立登記	届出	なし
法人格	あり	あり	ありとみなす	なし	なし
営業活動	可	可	可	不可	不可
投資活動	他社への出資可	他社への出資可	不可	—	—
統一発票の試用	あり	あり	あり	なし	なし
最低資本金	なし	なし	なし	なし	なし
出資比率	100%可	100%可	—	—	—
株主数	法人1社 又は個人2名以上 (全て日本人でも可)	個人1名以上 (日本人可)	—	—	—
取締役数	3名以上	1名以上	—	—	—
監査役数	1名以上	—	—	—	—
責任者	代表取締役(董事長)	代表取締役(董事長)	支店長	所長	所長
責任者の居留届	不要	不要	不要	不要	不要
手続き日数	約1.5カ月	約1.5カ月	約1.5カ月	約1カ月	10-14日
法人所得税	利益の17%	利益の17%	利益の17%	—	—
日本での法人税	配当後に課税 (海外子会社受取配当 金不算入あり)	配当後に課税 (海外子会社受取配当 金不算入あり)	日本の本店の所得に合算して日本で課税(台湾の法人税は控除できる 外国税額控除あり)	—	—

Source: 中華民国經濟部、JETRO、RIT 研究会の各資料を元にクララオンライン加筆修正

「FIA 法人」とは、台湾において外国法人および個人の身分で投資設立された現地法人を指す(FAI : Foreign Investment Approval)。設立にあたっては外国人投資条例に基づいた審査があるものの、ネガティブリストにかからない業種であれば原則全て認可される。外資の出資比率は問わないが、運送業、土木建築業、旅行業、通関業など一部の業種ではそれぞれの管理弁法で最低資本金額が定められているため確認が必要だ。

実際の進出にあたってどのような企業形態をとるかは、その目的によって決まることが多い。輸出入を伴う事業やサービス業を展開する場合、台湾で生産・製造・販売を行う場合、特に製造業で現地企業に出資をしたり逆に投資を受ける可能性がある場合には



CLARA ONLINE China Internet Report 2013.12.5

現地法人の形をとることが多い。現地法人は直接その下に支社や駐在員事務所を設置できるため、台湾領内で多拠点展開がしやすいという利点もある。一方で台湾に製造拠点を設けず、主に輸出入拠点としたり、商品の販売・保管、アフターサービスなどを行う場合には支店という選択肢が考えられる。いずれにしても、全ての設立手続きが完了するまでに2-3カ月の時間がかかり、日本側で用意する書類の多くには、公証役場や台北駐日経済文化所での認証が必要となる。また製造業の場合、入居する工業団地によって別途申請やライセンスの取得が必要となることがある。

現地法人の設立手続き

ステップ	管轄する役所	必要日数
1 台湾法人の予定名称と営業項目の予備審査	經濟部商業司	約3営業日
2 FIA投資申請	經濟部投資審議委員会	約5-10営業日
3 資本金振込口座の開設	金融機関	約1-2営業日
4 日本から資本金の送金		約1-2営業日
5 出資金の査定	經濟部投資審議委員会	約10営業日
6 会社の設立登記	經濟部商業司 (資本金5億元以上) 司法主務機関 (資本金5億元以下)	約5-10営業日
7 税籍登記	所轄稅務署	約1営業日
8 英文社名の事前審査 輸出入商の登記申請	經濟部國際貿易局	約2営業日

※法人名称と営業項目の予備審査の手続き費用として300元、会社の設立登記の手続き費用として、資本金40,000元につき1元(最低1,000元)が必要。

台湾支店の設立手続き

ステップ	管轄する役所	必要日数
1 台湾支店の予定名称と営業項目の予備審査	經濟部商業司	約3営業日
2 外国会社の認可申請	經濟部商業司	約2営業日
3 資本金振込口座の開設	金融機関	約1-2営業日
4 日本から資本金の送金		約1-2営業日
5 送金通知書と 外貨買取証明書の提出	經濟部商業司	約5-10営業日
6 支店の設立登記	經濟部商業司	約5-10営業日
7 税籍登記	所轄稅務署	約1営業日
8 英文社名の事前審査 輸出入商の登記申請	經濟部國際貿易局	約2営業日

※法人名称と営業項目の予備審査の手続き費用として300元、会社の設立登記の手続き費用として、資本金40,000元につき1元(最低1,000元)が必要。

Source: 中華民國經濟部、JETRO、RIT 研究会の各資料を元にクララオンライン加筆修正

3. 台湾の税制

台湾には現在17の課税項目があり、国税と地方税に分かれている。外国人を含む個人で台湾源泉の所得がある場合は、法律に基づいて所得税を納める必要がある。

●法人税 (営利事業所得税)

台湾領内で経営される営利事業を対象に、当該年度の総収入から各種費用や損失、税金を控除した純利益額を課税所得額として課税する。申告は事業年度終了後3カ月以内(会計士の税務監査を受けた場合には5カ月以内)に行う必要がある。税率は、課税所得120,000元以下は免税、120,001元以上は17%となっている。



なお台湾の法人税は属地主義を採用しているため、営利事業の主たる事務所が台湾領内にある場合、全世界の所得に対して課税するが、所得源泉地で当該国の税法に基づき納税している場合、外国利税控除方式によって二重課税を調整することになる。

●営業税

台湾では「統一發票」と呼ばれる公式のインボイスを用いており、台湾領内での物品の販売、サービスの提供、物品の輸入を課税対象としている。納税義務者は物品の販売およびサービスの提供側(販売店側)や輸入物品の受取り側で、2 カ月分を一括して奇数月の15日までに申告する。税率は5%。統一發票には会社設立時に与えられる8桁の事業者番号「統一番号」を記入または印字する必要がある。

台湾政府は、販売業者の脱税防止を目的として統一發票の番号を使った宝くじの抽選を隔月で行っており、消費者に対し買い物をしたら必ず統一發票を受取るよう呼びかけられている。

●所得税

所得の源泉が台湾領内にあるものを対象に、外国人かどうか、台湾に居住しているかどうかを問わず、総合所得に対し5%から最高40%の累進税率によって課税される。

台湾では1月1日から12月31日までの1課税年度内に台湾領内に183日以上居住した場合は居住者として扱われる。在留期間が182日以下でも90日を超えて居住した場合は、日本から支払われた所得についても課税対象となる。

なお台湾では日本の年末調整に該当する制度がないため、居住者は翌年の5月中に確定申告を行う必要がある。

総合所得税 (2013年)

課税所得金額	税率	累進差額(元)
520,000元以下	5%	0
520,001元-1,170,000元	12%	36,400
1,170,001元-2,350,000元	20%	130,000
2,350,001元-4,440,000元	30%	365,000
4,440,001元以上	40%	805,000

在留日数による所得税の扱い

区分	在留期間	台湾側負担給与	日本側負担給与	申告要否
非居住者	90日以下	20%源泉徴収	非課税	不要
非居住者	91日-182日	20%源泉徴収	自主申告が必要	必要
居住者	183日以上	左表を元に源泉徴収	確定申告が必要	必要

例: 課税所得が100万元の場合の税額
 $1,000,000 \times 12\% - 36,400 = 83,600$ 元

Source: 中華民国經濟部の資料を元にクララオンライン加筆修正

4. 台湾の労務事情

台湾では基本法規として労働基準法、労働者休暇規則、従業員福利金条例、労働保険条例、労働者退休金条例などが定められている。2013年時点の主な内容は以下の通り。

労働時間	
労働時間	原則として1日8時間以内、2週間の総労働時間は84時間以内。
残業時間	1日について4時間、1カ月合計46時間を超えてはならない。
女性従業員	原則として夜10時から翌朝6時までは勤務させてはいけない。ただし、例外として労働組合・労使会議の同意を得ており、必要な安全と衛生施設の提供、公共交通機関が利用できない場合の代替交通手段または宿舎が提供できる場合に限り、妊娠または授乳期間中の従業員を除いて勤務させることができる。
休息および休暇	
年次有給休暇	勤務年数1年以上3年未満…7日 同3年以上5年未満…10日 同5年以上10年未満…14日 同10年以上…1年ごとに1日追加し、最高30日まで。
特別休暇・忌引	結婚休暇8日 忌引:配偶者…8日間、子・祖父母…6日間、兄弟姉妹…3日間
普通傷病休暇	入院の場合は2年につき1年間、入院しない場合は1年につき30日間の休暇が取得でき、休暇期間中は年間30日まで賃金の半額を支給する。
出産育児休暇	出産前後8週間または妊娠3カ月以上で流産した場合の4週間につき、雇用期間が6カ月以上の場合には賃金の全額、6カ月未満の場合には半額が支給される。
定年	
任意定年	就業15年以上かつ満55歳、就業25年以上、就業10年以上かつ満60歳以上のいずれかに該当する場合、従業員が自ら定年退職を申請できる。
強制定年	満65歳(業種により65歳以下で定める場合もある)
給与	
最低賃金	月給18,780元、時給109元(2013年2月時点)
時間外労働手当	1日2時間以内の場合は、通常の時給の3分の1以上、2時間を超え4時間以内の部分については3分の2以上を加算する。天災や突発的の事件により残業する場合あるいは休日に出勤する場合は通常の時給の2倍を支給する。

Source: 中華民国經濟部

また日本と同様に「労工保険」と呼ばれる労働保険(労災保険および雇用保険)、強制加入の国民健康保険「全民健康保険」がある。いずれも台湾領内に勤務し、居留証を持つ外国人ならば強制加入となり、保険料は給料から天引きされる仕組みになっている。

	労工保険	全民健康保険
被保険者	従業員5人以上の事業では、満15歳以上60歳以下の従業員は、外国人を含め強制加入となる。従業員5人以下の場合は任意加入することができる。	国民全員が強制加入。外国人は台湾内で登記された企業に勤め、居留証を持っている場合、加入が必要。
給付	生育、失業、障害、死亡、老齢、葬祭への現金給付	障害、出産、疾病の医療給付
事業主負担率 本人負担率※	6.90% 1.80%	5.01% 1.47%
管轄当局	労工保険局 労働保険条例	中央保険局 全民健康保険法

※労工保険料は月額賃金28,800元、全民健康保険料は月額最低賃金18,780元でそれぞれ算出

Source: 労工保険局、中央保険局

なお、2012年の主な産業の1カ月の平均賃金収は以下の通りで、全体的に女性の給与は男性に比べ8割程度の水準にとどまっている。製造業や娯楽・レジャー産業で給与が上昇する傾向にあり、特に娯楽・レジャー産業では男性が前年比6.34%、女性が同5.17%それぞれ増加している。また産業別の就業人数をみると、いずれの産業においてもおおむね増加傾向が続いており、特に卸売・小売で男性が同1.84%、女性が同2.86%増加している。

産業別平均月収(2012年)

産業	男性	女性
製造	49,683	35,514
卸売・小売	45,372	39,213
コンサルティング・メディア	73,847	60,120
娯楽・レジャー	42,372	28,011

産業別就業人数(2012年)

産業	男性	女性
製造	2,003,937	1,147,777
卸売・小売	727,633	782,814
コンサルティング・メディア	96,853	88,076
娯楽・レジャー	24,833	22,590

Source: 行政院勞工委員会 2012

台湾に進出した外国企業について法律上、現地人の雇用義務はないが、外国人の雇用にあたっては行政院勞工委員会に許可申請が必要で、就業できる業種にも制限がある。日系企業の進出にあたっては、日本から役員や駐在員を派遣したり、日本人を現地採用する場合は考えられるが、これまでのところ現地法人の役員となる者や専門性や技術性を有する職業に就く者であればほぼ問題なく許可されているようである。

また現地の従業員を採用する際の募集手段は日本と同様で、求人サイト・新聞に広告を掲載する、人材紹介会社から紹介を受ける、知人などからの紹介といった方法がある。

5. 台湾の賃貸物件事情

ビジネスの中心地である台北にあるオフィスの賃貸料金は、駅に近い場所で坪あたり 2,000 元前後が相場と言われる。近年新しくビジネスエリアとして開発された信義区を除き、オフィスビルは築年数が古い場合が多い。また日本と同様にレンタルオフィスやバーチャルオフィスもあり、バーチャルオフィスの場合、法人登記可能な住所を月額 5,000 元程度で借りることができる。一方、店舗や飲食店などのテナント物件の場合、月額のテナント料に加え売上額に応じた歩合(デパートなど集客力のあるフードコートでは 25%以上に設定しているところもある)を払う場合もある。

 <p>中山區華陰街 契約面積: 42.149坪 賃料総額(税別) 72,000NTD 坪単価(税別) 1,709NTD</p> <p>READ MORE ></p>	 <p>中山區松江路 契約面積: 77.34坪 賃料総額(税別) 125,291NTD 坪単価(税別) 1,636NTD</p> <p>READ MORE ></p>
 <p>中山區松江路 契約面積: 81.25坪 賃料総額(税別) 178,750NTD 坪単価(税別) 2,200NTD</p> <p>READ MORE ></p>	 <p>中山區中山北路二段 契約面積: 66坪 賃料総額(税別) 142,000NTD 坪単価(税別) 2,151NTD</p> <p>READ MORE ></p>

 <p>南京東路二段 1+1LDK 16.8坪 28,800NTD 2011年</p> <p>シンプルな内装で、落ち着いた感じのお部屋。ゆったりとした1LDKで、お一人暮らしにおススメ。安心の24時間管理で、ジム&プール付きマンション。MRT駅まで徒歩圏内。生活・交通便利。</p> <p>READ MORE ></p>	 <p>華陰街 2LDK 35坪 58,500NTD 2013年</p> <p>シンプルな内装で、広々とした2LDK。ご家族におススメ。台北駅から徒歩2分、交通便利な24時間管理の築浅マンション。</p> <p>READ MORE ></p>
 <p>林森北路 1+1LDK 27坪 55,000NTD 2011年</p> <p>シンプルな内装。バス付きの1LDK。お一人暮らしにおススメ。安心の24時間管理。飲食・交通便利なエリア。</p> <p>READ MORE ></p>	 <p>南京西路 3LDK 40坪 60,000NTD 2008年</p> <p>シンプルな内装。明るいお部屋。バス付き。ご家族におススメの3LDK。日系デパート、MRT駅まで徒歩5分で、生活便利。</p> <p>READ MORE ></p>

日本語対応OKの不動産仲介会社

エイブル台湾	http://www.daiken.com.tw
スターツ台湾	http://www.starts.co.jp/taiwan/
ウィズ不動産	http://www.withyou.com.tw/world/japanese/
台湾信義	http://www.sinyi.com.tw
日朋住宅	http://www.nippo.com.tw
松信住宅	http://sungshinhousing.cocolog-nifty.com/blog/
松田住宅	http://www.mtr.com.tw
亜細亜不動産	http://www.asiarealty.com.tw

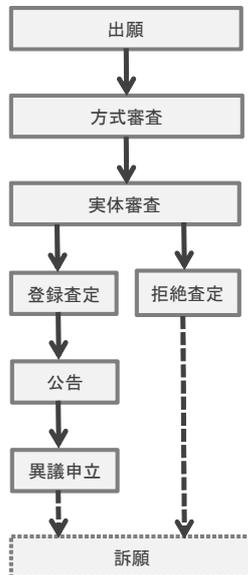
年の場合が多く、中途解約には違約金を払う習慣があるため注意が必要となる。なお外国人向けの物件には家具や家電が備え付けられていることが多い。

台北の不動産仲介会社の中には、日本人スタッフが常駐していたり、日本語が通じるところも多いので、駐在員用の住居探しも比較的スムーズだ。商業エリアに近く飲食店の多い中山区では、広さによって月額 15,000-65,000 元程度が目安となる。外国人が多く居住し、日本人学校やアメリカンスクールがある天母地区にはファミリー向けの物件が多く揃っており、セキュリティや設備の良い物件ならば月額 50,000 元を超える。台湾では一般的に保証金として家賃の 3 カ月分を支払い、敷金や礼金はない。仲介手数料は家賃の 1 か月分が相場だ。契約期間は 1 年または 2

6. 台湾での商標登録

台湾進出を決意したら、何よりも先に商標登録を行ってほしい。台湾では海外の商標が第三者によって勝手に出願される冒認出願が増えており、多くの場合において当該商標は中国本土や香港、マカオでも押さえられている。台湾は先願主義のため、後から商標を取り返すことは難しく、多くの日本企業や地方自治体が頭を悩ませているのが実情だ。台湾では日本ブランドであること自体に価値があるため、漢字の表記と併せてひらがなやカタカナでの登録も必ず行いたい。

台湾の商標登録出願手続きフロー



①出願…願書、商標見本、委任状、優先権証明書などの必要書類を提出する。文字、図形、記号、立体形状のほか、色、動き、ホログラム、音による商標も出願できる。

②方式審査…書類の様式や申請手数料の確認が行われる。不備がなければ出願が受理され、受理通知書が発行される。

③実体審査…すでに登録されている商標との類似性や誤認性、不正の有無などが調査される。審査には一般的に8カ月から1年ほどの時間がかかる。

④公告…登録査定書送付の翌日から2カ月以内に登録料を納付すれば、商標の登録および公告が行われる。商標権は公告日より10年間存続し、更新回数に制限はない。

商標登録にかかる1区分あたりの費用は、出願料が3,000元、登録料が初回2,500元、2回目以降4,000元となっている。

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2013年12月5日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。

asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776